

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月25日

京都市長 松井孝治

京都市規則第39号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第4項第7号中「転出届」の右に「及び世帯変更届」を加える。

附 則

この規則は、令和7年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)